

建議案作成にあたっての素案

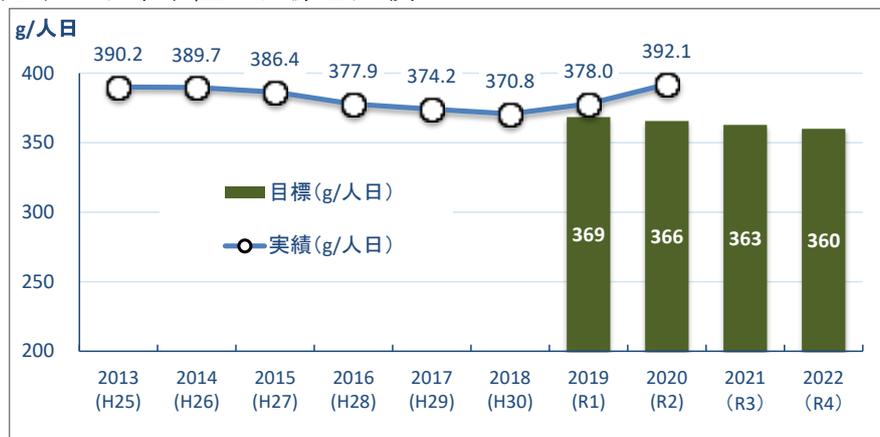
はじめに

1 調布市のごみ量，基本計画目標の達成状況

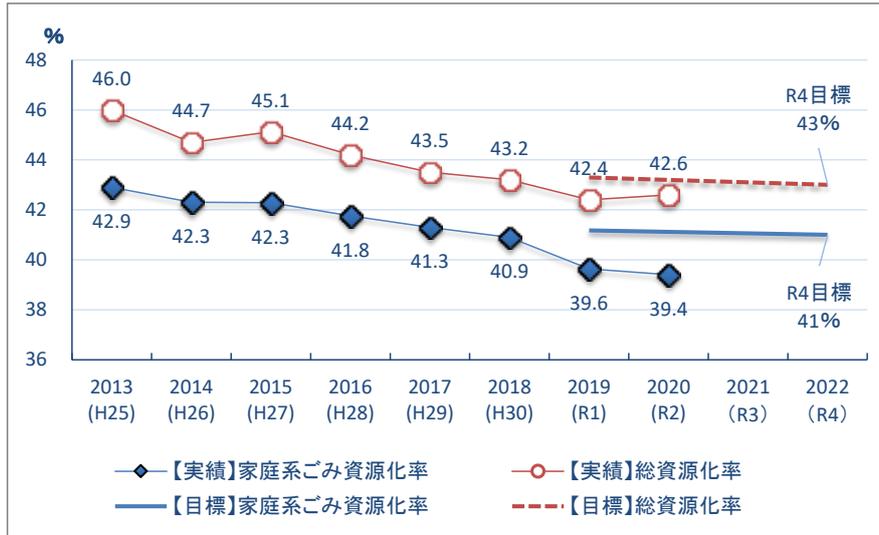
調布市は、2019（平成31）年3月に改訂した「調布市一般廃棄物処理基本計画」（計画期間：2013（平成25）年度～2022（令和4）年度）において、市民1人1日あたりの家庭系ごみ量（家庭系ごみ原単位）について「もうひと踏ん張りのごみ削減で、多摩地域トップクラスを目指す」ことを目標とし、資源化率については、「ワンステップ上の分別徹底で、資源化率の維持を目指す」ことを目標とした。

しかしこれまでの実績を見ると、家庭系ごみ原単位は2019（令和元）年度以降、消費増税に伴う駆け込み需要や、コロナ禍における巣ごもり需要（飲食料品、日用品、粗大ごみ）が高まった結果、増加に転じている。また、資源化率についても、ペーパーレス化により古紙の収集量が年々減少していることや、資源物地域集団回収において担い手の不足や売払い価格の下落等により回収量が減少基調であり、現状のままでは基本計画目標の達成は困難な状況にある。（図表1、図表2）

図表1 家庭系ごみ原単位の目標と実績



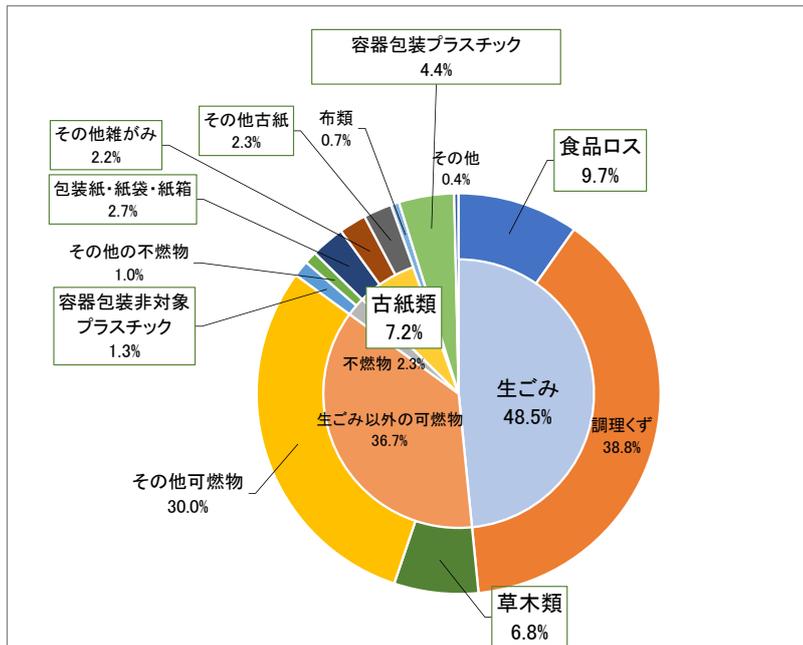
図表 2 家庭系ごみ資源化率，総資源化率の目標と実績



2 品目別の排出状況

2020（令和 2）年度に調布市が行ったごみ詳細組成分析によると，燃やせるごみの組成は図表 3 に示すとおりである。

図表 3 燃やせるごみの組成



令和 2 年度の
燃やせるごみ：
28,351 トン

諮問のあった品目に着目すると、プラスチックごみ（容器包装及び製品プラ）が5.7%、食品ロスが9.7%、枝・草・葉（草木類）が6.8%、そして資源化可能な古紙類が7.2%含まれている。2020（令和2）年度の燃やせるごみ量は、28,351トンであるため、単純計算で燃やせるごみに排出されているプラスチックごみは約1,630トン、食品ロスは約2,750トン、枝・草・葉は約1,920トン、古紙類は約2,040トンと推定される。なお、枝・草・葉については、燃やせるごみの有料指定袋で出されているもののほか一定量まで無料収集されるものもあるため、これを含めると排出量は約2,500トンと推定される。

以上を総計すると約8,920トンとなる。

本審議会においては、このような実態データに加え、他都市の取組み事例や国の法制度動向、その他関連する社会情勢を踏まえ、プラスチックごみ、食品ロス、枝・草・葉及び古紙類のさらなる減量・資源化の推進方法について審議した。以下、当審議会が出された意見を述べることとする。

第1 プラスチックごみの減量・資源化について

プラスチックごみについては、減量・資源化の推進とともに、海洋ごみ問題への対応も視野に入れた取組を展開する必要がある。また、本年6月の通常国会で可決・成立したプラスチック資源循環促進法の施行状況にも注視が必要である。

調布市では、令和2年4月よりCHOFUプラスチック・スマートアクションを立ち上げ、職員による率先行動や市民・事業者と一体となった行動により、プラスチックごみの減量やプラスチックごみの海洋流出防止に繋がる取組を積極的に実施することとしている。

上記のことから、以下の3つの柱を取組として図られたい。

1 暮らしの中のプラスチックごみ削減について

- ・ 日常生活においては、容器包装や使い捨てプラスチック飲食容器など、ごみになりやすいプラスチックがあふれている。
- ・ プラ容器包装は中身の保護、衛生の保持など市民生活に欠かせない機能を提供しており、排出量をゼロにすることは難しい。しかし、大きすぎる刺し身のパックや、通信販売商品の多すぎる緩衝材など、日常生活の中でも「無駄」と感ずるプラスチック類も多い。
- ・ さらに昨今は、コロナウイルス感染症拡大の影響から、個包装や持ち帰り食材の包装材が増加しているものと考えられる。
- ・ 市民の役割は、簡易包装のものを選ぶ／ばら売り・量り売りのものを選ぶ／詰替商品・減包装商品を選ぶといった行動を取ることにある。
- ・ 販売店や飲食店においては、簡易包装の実施／ばら売り・量り売りの実施などに取り組む必要がある。
- ・ SDGsの浸透により、他にも多種多様な取組が販売店や企業で始まりつつある。このような動きを積極的に収集し、市民に発信できないか。
- ・ このような各主体の役割を踏まえた上で、以下の取組を推進されたい。

(1) プラスチックごみ削減を実施している事業者のPRなど

方向性

- ・ 簡易包装，減包装，使い捨てプラの削減などを行っている事業者のPRなどを行うことで，市民へごみ減量意識や，事業者の意識付けを行う。
- ・ 具体的には，肉や魚類のトレイ廃止，野菜の簡易包装・ばら売り，テイクアウト用の飲食器の使い捨てプラ使用の廃止など，何らかの取組を行っている店舗等については，消費者の目に触れる形で積極的にPR及び表彰を検討し，市民の選択を促すとともに，他の事業者の「やる気」を喚起することが大事である。

具体的な実施方法

- ・ PRの方法としては，市報ちょうふやごみ対策課広報誌「ザ・リサイクル」，調布市ごみリサイクルカレンダー，調布市ごみアプリ，市ホームページ，SNS（ツイッターなど），ポスター作品・ちょうふエコ川柳，促進員大会，ごみ減量キャンペーン，エコフェスタちょうふなどを活用されたい。
- ・ 実施店舗を把握する方法としては，広報を通じて市民や店舗からの取組の情報提供を呼びかける方法が検討すべきである。
- ・ その他，市内事業者に働きかける方法を商工会や消費者団体連合会，市内大規模販売業者などの事業活動に関わりのある団体や，庁内関係部署（産業振興課など）と連携して模索する。例えば商工会などと連携し，事業者の自主的な取組の情報を集め，「見える化」が必要となる。

(2) リユース食器貸し出しの推進・拡大

方向性

- ・ 市では，CHOFU（調布）プラスチック・スマートアクションの取組の一つとして，環境フェアなど市が主催するイベントで，リユース食器の貸し出しを推進している。ごみ対策課においてもこの取組を推進する。
- ・ これを拡大し，自治会などのイベント等での利用を増やす方法を模索する。

具体的な実施方法

- ・ 推進の方法としては，市報ちょうふやごみ対策課広報誌「ザ・リサイクル」，調布市ごみリサイクルカレンダー，調布市ごみアプリ，市ホームページ，SNS（ツイッターなど）などを活用されたい。
- ・ 新型コロナウイルス等感染症の拡大状況に留意しつつ，その他，庁内関係部署（文化生涯学習課など）と連携して拡大方法を模索する必要がある。

2 容器包装プラスチック分別の徹底

方向性

- ・ 適正な分別方法を検討し，市民へ促すことで，リサイクルを促進する。
- ・ 新規転入者や無関心層などへの正しい分別の周知を行う。

具体的な実施方法

- ・ 広報の方法としては，市報ちょうふやごみ対策課広報誌「ザ・リサイクル」，調布市ごみリサイクルカレンダー，調布市ごみアプリ，市ホームページ，SNS（ツイッターなど），ポスター作品・ちょうふエコ川柳，ごみ減量キャンペー

ン、促進員大会、エコフェスタちょうふなどを活用されたい。

- ・ また、周知方法として、出前講座を利用した小中学校や自治会などへの周知を継続していく必要がある。
- ・ 新規転入者や無関心層などへの周知方法としては、現在も調布市ごみリサイクルカレンダーを配布しているが、あわせて調布市ごみアプリや「ザ・リサイクル」などで新規転入者や無関心層をターゲットとされたい。
- ・ その他、マンション・集合住宅の管理者や連携七大学等を通じた無関心層への働きかけ、自治会、調布市廃棄物減量及び再利用促進員との連携による分別の周知などの方法を模索する必要がある。

3 ポイ捨て防止・海ごみ対策

(1) 海洋プラスチックごみ問題や散乱ごみ防止のための広報・啓発活動の継続 方向性

- ・ ポイ捨て防止や海ごみ対策を継続する。

具体的な実施方法

- ・ 広報の方法としては、市報ちょうふやごみ対策課広報誌「ザ・リサイクル」、調布市ごみリサイクルカレンダー、調布市ごみアプリ、市ホームページ、SNS（ツイッターなど）、ポスター作品・ちょうふエコ川柳、促進員大会、エコフェスタちょうふなどを活用されたい。
- ・ また、周知方法として、出前講座を利用した小中学校や自治会などへの周知を継続していく必要がある。
- ・ 周知については、環境政策課とも連携が不可欠である。

(2) 地域団体との連携による清掃活動の展開

方向性

- ・ 自治会や地域団体と協力した地域や河川の清掃活動の実施を継続する。

具体的な実施方法

- ・ クリーン作戦などを広報する。広報の方法としては、市報ちょうふやごみ対策課広報誌「ザ・リサイクル」、調布市ごみリサイクルカレンダー、調布市ごみアプリ、市ホームページ、SNS（ツイッターなど）、ポスター作品・ちょうふエコ川柳、促進員大会、エコフェスタちょうふなどを活用されたい。
- ・ 周知については、環境政策課とも連携が不可欠である。

第2 食品ロスの削減について

食品ロスの削減は、「食品ロス削減推進法」（令和元（2019）年10月施行）に掲げられているとおり、消費者・事業者・行政が一体となり社会全体で「国民運動」として取り組むことが求められている。

そこで、

- 市民ひとり一人が自発的に取り組む家庭でのリデュース
- 食品の製造、卸、販売等のサプライチェーンで発生する食品ロスを削減する事業所でのリデュース

○ それでも不要となった食品を必要な人に届ける食品ロスの有効活用という3つの視点から、今後の取組の方向性について審議会の意見をまとめたものである。

1 家庭でのリデュース（発生・排出抑制）

方向性

- ・ 食品の選択・購入時における賞味期限・消費期限の確認や食べ切れる量の購入、冷蔵庫等における食品の保管の適正な管理、無駄のない調理など、食品ロスを削減するために市民ひとり一人が心掛けなければならないことは、多岐にわたる。
- ・ そこで、市報、ごみリサイクルカレンダー、ごみ対策課広報誌「ザ・リサイクル」、「調布市ごみアプリ」など、さまざまな媒体を通じ、食品ロスの削減に関する情報をきめ細かく周知していくことが必要である。
- ・ また、買い物時に市民の目に触れるよう、販売店等と協力したキャンペーンを展開することも有効と考えられる。

具体的な実施方法

- ・ 市報、ごみリサイクルカレンダー、ごみ対策課広報誌「ザ・リサイクル」、「調布市ごみアプリ」で、食品ロスの削減に関するPR・啓発を実施する必要がある。
- ・ 実践講座やエコ・クッキング教室など、食品ロスの削減を体感できる場を提供することが求められる。
- ・ 市民からのアイデアを募り、食品ロス削減レシピや食品ロス削減のコツなどをホームページ等で公開する必要がある。
- ・ 毎年10月の「食品ロス削減月間」に販売店や商店会等と連携したキャンペーンを図る必要がある。

2 事業所でのリデュース（発生・排出抑制）

方向性

- ・ 食品関連産業においては、製造・流通・販売の過程で、規格外品や納入期限・販売期限切れ等による廃棄品が出る場合がある。事業者においては、納品期限の緩和（いわゆる1/3ルールの見直し）や見切り品の積極的な消費者への周知・販売などにより、食品ロスの発生抑制に取り組むことが求められる。
- ・ また、飲食店など外食産業においては、消費者の食べ残しの削減に取り組む必要がある。食べ残しの削減については、事業者のみならず利用する消費者の協力を得ることも不可欠であるため、市からも取組を進める飲食店等に関する情報を積極的に市民に発信することが求められる。
- ・ 現在市では、紙パックや食品トレイの店頭回収や商品の包装の簡易化等に取り組む店舗を「ごみ減量・リサイクル協力店」として認定し、ごみ対策課広報誌「ザ・リサイクル」等で活動の紹介を行っている。他市では食品ロスの削減に取り組む飲食店を「食べきり協力店」として認定する事例があり、参考とすべきである。

具体的な実施方法

- ・ 国や都の取組に留意しながら、食品ロス削減の必要性や商慣習の見直しによ

る食品ロス削減方法などについて、食品関連事業者に対する情報提供を行う。その際、商店会や商工会との連携・協力が不可欠となる。

- ・ スマホアプリを利用したフードシェアリング（※）サービスなど、新たなビジネスモデルに取り組む食品関連事業者の情報を市民に発信するとともに、商店会や商工会との協力のもと、他の事業者における導入を促すべきである。
- ・ 現在の「ごみ減量・リサイクル推進協力店」制度を拡充し、食品ロス削減に取り組む店舗やその取組等に関する情報を効果的に市民に提供する必要がある。
- ・ 「食べきりメニュー」の考案や「食べきりレシピ」の紹介など、食べ残しの削減に取り組む飲食店等を「食べきり協力店」として認定し、市民に PR する必要がある（近隣他市の事例を参考に、キャラクターを活用した PR など）。
- ・ 教育部門などの関連部署と連携し、イベントや出前講座を活用しつつ、食育をはじめとした教育を促すことで、幼少期からの意識醸成を図るべきである。

※フードシェアリング：飲食店や販売店で売れ残りなどにより廃棄されてしまいそうな食品を、ニーズのある消費者につなげることで、食品の廃棄を減らす取組。

3 食品ロスの有効利用の促進

方向性

- ・ 市では、社会福祉協議会や消費者団体連合会と連携し、市民から未利用食品の提供を募るフードドライブ事業に取り組んでいる。
- ・ また、市内のフードバンク団体であるフードバンク調布では、食品関連事業者や社会福祉協議会、消費者団体連合会と連携し、事業者や市民から提供された未利用食品を必要な人に届ける活動を行っている。
- ・ 昨今のコロナ禍において、食品を必要としている人へ届ける活動はますます必要とされており、市においても関連部局、関連団体との連携・ネットワークづくりを進めるとともに、市民や食品関連事業者に対し、フードバンク活動に対する理解を深め、協力を得られるよう、情報発信していくことが必要である。

具体的な実施方法

- ・ 市報、ごみリサイクルカレンダー、ごみ対策課広報誌「ザ・リサイクル」、「調布市ごみアプリ」といった媒体を通じ、市民に対し、市内で行われているフードバンク活動の紹介、情報提供を行う必要がある。
- ・ 市の関係部局と連携し、食品関連事業者、社会福祉協議会、フードバンク団体、消費者団体連合会等の情報共有、ネットワークづくりを支援する。また、食品保管場所の支援など、フードバンク団体への必要な支援の検討を図りたい。
- ・ 市がイベント等で実施しているフードドライブ窓口の拡充や常設化を図りたい。

第3 枝・草・葉の資源化について

枝・草・葉類は、推定で約 2,450 トンがごみに排出されている（令和 2 年度組成分

析調査や他市の枝・草・葉収集事例から推計)。この量は、燃やせるごみに含まれる食品ロスや、で分別されていない古紙量に匹敵するものである。

従って、枝・草・葉をごみとして焼却するのではなく、有機性の資源として循環的な利用を図ることは、持続的な循環型のまちづくりを進める上で大きな意義があるものと考えらる。

そこで、今後の取組の方向性について、審議会の意見を以下のとおりまとめた。

1 新たな資源化方法の導入に向けた検討

方向性

- ・ 多摩地域においては、剪定枝を分別収集し市施設で資源化（堆肥化）している事例（立川市、町田市）や、市外の民間施設に委託して資源化している事例（小金井市、武蔵野市、西東京市）がある。
- ・ 現在、枝・草・葉は排出量のほとんど（約98%）が焼却処理されており、他市事例にあるような分別収集による資源化は、大きなごみの減量効果が得られるものと期待される。
- ・ ただし、新たな資源化方法の導入にあたっては、施設用地確保の容易性や、費用負担・環境負荷と得られる効果とのバランスなど、様々な角度からの分析が必要であり、先に挙げたような他市事例を分析しつつ、検討を進められたい。

具体的な実施方法

- ・ 市において、枝・草・葉の新たな資源化方法の導入に向け、以下の点を考慮しつつ具体的な検討を行う。

①資源化の対象に関する検討

枝・草・葉のうち、すべてを資源化するか、又は一部とするか、市民の協力度合いや次項に挙げる資源化方法などを考慮しつつ、検討されたい。

②資源化方法の検討

資源化の方法について、処理主体（市で施設整備、または民間委託）、資源化物の利用方法、費用対効果、エネルギーバランスなど、総合的な検討をされたい。その際、現状の処理方法（焼却処理・エネルギー回収・灰のエコセメント化）との比較分析も加えられたい。

③収集方法、頻度等の検討

枝・草・葉の排出には季節変動があり、庭の有無・庭の広さなど排出者によっても量が大きく異なることから、収集方法（戸別収集、拠点収集等）、頻度、排出量に応じた費用負担について検討されたい。

2 有効利用の促進

方向性

- ・ 現在市では、市民の申し込み制による「剪定枝チップ化事業」を実施しており、チップ車によりチップ化した剪定枝を、排出家庭で再利用していただいている。

- ・ 不要となった枝・草・葉を出したところで再利用する，いわゆる自己有効利用は「小さな循環」であり，市のごみ処理事業から見れば「排出抑制」（リデュース）に他ならない。市内の緑化保全の観点からも，自己有効利用は引き続き促進することが望ましいと考える。

具体的な実施方法

- ・ 乾燥後マルチ代わりに利用，落ち葉や草のコンポストでの堆肥化など，草・葉の自己有効利用方法について市民に情報提供していく必要がある。
- ・ チッパー車を活用した剪定枝チップ化事業について，他市の先進事例を調査しつつ，施設や集合住宅など，利用者の新規獲得に向けた PR やチップの希望者への配布など，継続・促進されたい。
 なお，小中学校などの教育施設へは，チッパー車の導入による出前講座等のイベントを通して環境教育も併せて図っていく。
- ・ 市内造園業者や農家等と連携し，枝・草・葉の活用方法を検討されたい。

第4 古紙類の資源化推進について

本市における古紙の回収量（行政回収・集団回収）は減少傾向にあるものの，一人あたりの排出量は多摩地域では2番目の多さ（令和2年度）となっている。一方，ごみへの排出量は令和2（2020）年度の推定で約2,040トンとなっており，依然としてさらなる資源化推進の余地が残されている。また，社会的な動向としては，中国の古紙輸入の停止，コロナ禍の影響など，古紙市場は不安定な状況にあり，循環型社会に寄与するため，市民・事業者・行政がさらなる取り組みを行う必要がある。

このような観点から，以下2点について審議会の意見を取りまとめたものである。

1 古紙分別（特に雑がみ）の徹底によるごみ減量・資源化の促進

方向性

- ・ 可燃ごみに混入している古紙類は，特に雑がみが多く分別を徹底する必要がある。しかし，雑がみは紙箱・包装紙といった容器包装，OA紙，名刺，はがきなど種類が雑多であり，市民にその情報が十分に届いていない場面があることが課題である。
- ・ また，個人情報記載された紙類の資源化に対応するため，市ではシュレッダー紙の分別収集を開始したが，依然として郵便物や名簿などが，個人情報保護のため可燃ごみに出される場合も多いと考えられる。
 事業系古紙のリサイクルにおいても，機密文書を専門に取り扱う再資源化業者に委託したり，郵便局が行っている機密文書溶解サービスを利用したりするといった取り組みが広がりつつあるものの，焼却処理されている場合も多い。
- ・ さらに，古紙類のリサイクルルートは市の回収だけではなく，集団回収，新聞販売店回収といった多様なルートがある。近年では，CSR（企業の社会的責任）の観点からスーパーマーケット等で古紙を店頭回収する取り組みも広がっている。
- ・ 以上を踏まえ，以下の取り組みを実施されたい。

具体的な実施方法

- ・ 雑がみをはじめとした古紙類の分別徹底に関する PR・普及啓発を引き続き推進する。具体的には、「資源・ごみ分別カレンダー」やごみ対策課広報誌「ザ・リサイクル」といった紙媒体だけではなく、スマートフォンアプリ「調布市ごみアプリ」の有効活用など推進する必要がある。
- ・ 集団回収団体の維持に向けた取り組みを引き続き行うとともに、新たな登録団体を確保するため、チラシ等の配布により市内で増加傾向の大型マンション等の集合住宅をターゲットに事業の紹介を周知されたい。
- ・ ごみ減量促進員をはじめとして、地域に「紙の分別に詳しい人」を根付かせることにより、地域単位での古紙リサイクルの促進を図られたい。
- ・ 個人情報保護の観点から留意を要するはがきなどの古紙類については、拠点回収や郵便局と連携するなどして、安心して排出できる受け皿（回収拠点）を整備し、市民に周知することで、焼却処理される古紙の削減を図られたい。
- ・ リサイクル協力店制度を活用し、古紙類の店頭回収を行う店舗の拡大、市民への周知を図られたい。

2 古紙類の品質向上のための方策の検討

方向性

- ・ 本市は古くから古紙をはじめとする資源の分別・リサイクルに取り組んでおり、市民の分別協力度合いは高い水準にある。
- ・ しかしながら、リサイクル対象となる雑がみの種類や、リサイクルできない禁忌品といった、日々アップデートが必要な情報は必ずしも行き渡っているとは言えず、審議会における審議の中でも本市の古紙類の分別品質の低さを指摘する意見があった。
- ・ 例えば、プラスチックがコーティングされた紙や、アルミ蒸着紙でできたカップやパックはリサイクルできない「禁忌品」である。これらには「紙製容器包装」として、容器包装リサイクル法に基づく「紙マーク」が付されている。こういったケースに対してもきめ細かな情報発信が必要である。
- ・ コロナ禍が続く中、古紙の市況は引き続き不安定な状況が続くものと考えられる。質の高いリサイクルを実現していくためにも、市民・事業者に対するさらなる情報発信が必要である。

具体的な実施方法

- ・ リサイクルできない禁忌品や、禁忌品以外の異物の混入を防止するため、市民や事業者への周知を徹底されたい。
なお、周知にあたっては、「第2 プラスチックごみの減量・資源化について」の「2 容器包装プラスチック分別の徹底」で述べた普及・啓発、周知方策についても併せて参照されたい。
- ・ 古紙の適切な分別については、幼少期からの意識啓発が重要であり、子どもに向けた環境教育やイベント等の機会を設けられたい。

第6 各論の実施方法における共通事項

1. 啓発及びPRの推進

ごみとなるプラスチックの削減、古紙類の分別品質向上の項にある「禁忌品となる紙類の理由」や「紙製容器包装に表示されている紙マークの意味」など、ごみや資源の分別を徹底するにはただお願いするだけではなく、「何故このように分ける必要があるのか」という理由までしっかり伝えていくことが求められる。

また、大型商業施設やスーパー等の小売店及び飲食店等の事業者と連携・協力することで、リサイクルの推進や食品ロスの削減を推進する必要がある。

2. 幅広い世代に向けた意識啓発

子どもの頃からの環境教育の一環として上記取り組みを推進する視点も大事である。食品ロス対策を出前講座で取り上げたり市立小中学校で剪定枝のチップ化処理を実演したりするなど、子どもをターゲットにした効果的な環境教育、意識啓発にも取り組まれない。

3. 他市・先進事例調査の継続

審議の過程においては多摩地域をはじめさまざまな他市事例・先進事例を参考とした。今後の施策の推進にあたっては、引き続き他市の先進事例や参考となる事例を踏まえ、新たな取組の実施について検討を進めることが重要である。

第7 総括

プラスチックごみ、食品ロス、枝・草・葉、古紙類のそれぞれについて減量・資源化の推進に関する審議結果をまとめたが、いずれの品目においても取組の推進には市民・事業者の理解と協力を得ることが不可欠である。

例えば、前述の古紙類の分別品質向上の項にある「禁忌品となる紙類の理由」や「紙製容器包装に表示されている紙マークの意味」など、ごみや資源の分別を徹底するにはただお願いするだけではなく、「何故このように分ける必要があるのか」という理由までしっかり伝えていく必要がある。

また、食品ロス対策のための「ごみ減量・リサイクル協力店」「食べきり協力店」認定制度の活用の際し、近年のコロナ禍で苦境にある飲食店のPRとなるよう工夫するなど、食品ロスやプラスチックごみの削減に向け事業者の理解と協力が得られるよう、十分配慮されたい。

さらに、子どもの頃からの環境教育の一環として上記取組みを推進する視点も大事である。食品ロス対策を出前講座で取り上げたり市立小中学校で剪定枝のチップ化事業を実践したりするなど、子ども向けのPR・啓発にも取り組まされたい。

なお、プラスチックごみについては、令和3(2021)年通常国会にて「プラスチック資源循環促進法」が成立し、現在令和4(2022)年4月の施行に向け、政省令の検討や事業者が取り組むべきガイドラインの整備等が国において進められている。そこで、同法に基づく国や都の施策動向を見つつ、ふじみ衛生組合、三鷹市とも連携しながら今後のプラスチックリサイクルのあり方を検討し、来年度に予定されている調布市一般廃棄物処理基本計画の策定に反映されたい。

最後に、審議の過程においては多摩地域をはじめさまざまな他市事例・先進事例を参考とした。今後の施策の推進にあたっては、引き続き他市の先進事例や参考となる事例を踏まえ、着実な取組の実施を図られたい。

以上